



第139号

レッツスポーツ!!

Let's Sports!!

令和4年3月1日発行
一般財団法人
稚内市スポーツ協会
会長 岡谷 繁勝
〒097-0027 稚内市富士見4丁目
稚内市総合体育館内
(一財)稚内市スポーツ協会事務局
TEL28-1111/FAX28-1112
E-mail:taikyo@wakkanai-sports.or.jp
URL http://www.wakkanai-sports.or.jp

令和4年度市民対象別スポーツ教室

みんなで! 楽しく!! カラダを動かそう!!!

スポーツ協会では「いつでも、どこでも、だれもが、楽しめる豊かな生涯スポーツのまち『わっかない』」をスローガンに市民皆スポーツを目指してスポーツ教室を開催しています。2歳以上の幼児と親を対象にした「親子スポーツ教室」と小学生を対象にした「ジュニアスポーツスクール(通称:ジュニスポ)」の2つの教室があります。スポーツを通して、体を動かすことの楽しさを体験することから始めます。4月中旬から各小学校や地元紙を通じて募集し、活動は5月から来年2月までの期間となります。多くの皆さんの受講をお待ちしております。

令和4年度市民対象別スポーツ教室実施計画

区分	会場	活動場所	時間	受講料		
親子スポーツ教室	全域	緑体育館	午前10:30~11:30	3,650円		
ジュニアスポーツスクール	1・2年生	南	緑体育館	午後4:00~5:30	1,300円	
		北	市体育館			
		東	東小体育館			
	3・4年生	潮見	潮見小体育館	午後4:30~6:00		
		南	緑体育館			
		北	市体育館			
	5・6年生	東	東小体育館	午後4:30~6:00		
		潮見	潮見小体育館			
		合同(南・北・東・潮見)	緑体育館			

※令和4年度の募集については、各会場30人を目安として募集予定ですが、1会場の応募人数により他会場との合同になる場合もあります。

親子スポーツ教室

2歳から4歳までの幼児と親を対象に、いろいろな遊びから「走る」「跳ぶ」「投げる」などの運動を自然に身に付けながら、親子のコミュニケーションを図ります。同じ年代の子ども同士のふれあいや、子育て世代同士の交流の場としてもおすすめです。

【主な活動種目】

ボール遊び、マット運動、フラフープ、風船遊び、フリスビー、玉入れ



ジュニアスポーツスクール(通称:ジュニスポ)

小学生を対象に、運動が苦手な子どもにもスポーツの楽しさを体験できる場をつくることや学校や学年を超えた仲間づくりを目的としています。

1~2年生は運動遊び伝承遊びを中心に体を動かし、楽しいと思えるような活動を心がけています。

【主な活動種目】

ニュースポーツ、ダンス、キックベース、リレー

3~6年生は色々な種目に挑戦します。スポーツ協会加盟団体などから指導者を派遣し、専門的な指導をしています。

【主な活動種目】

バドミントン、卓球、バスケットボール、バレーボール、カーリング



仲間と一緒に楽しく!! スポーツ安全保険

安心してスポーツ活動を楽しむことができるように「スポーツ安全保険」の加入を呼び掛けています。

スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険です。(4人以上の団体でご加入ください。)

保険の内容

- 対象事故：グループ活動中の事故や活動場所への往復中の事故
- 保険期間：2022年4月1日 午前0時から2023年3月31日 午後12時まで
- 加入手続き
 - ・加入依頼書は市内体育施設窓口にて備え付けてあります。
 - ・指定銀行の北洋銀行で振込む際の手数料は、規定料金となります。
 - ※北洋銀行以外の金融機関で送金(振込み)される場合は、加入依頼書の「説明」を参照ください。

問い合わせ先
スポーツ協会事務局へ

令和4年度加入区分・掛金・補償額

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金(1人当たり)	傷害保険				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)		
子ども (中学生以下 (特別支援学 校高等部の生 徒を含む))	▶スポーツ活動 ▶文化活動・ボランティア活動・地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
	▶上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段：団体活動中・その往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動など)の補償額	AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	
				100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外
大人 (高校生以上)	▶スポーツ活動 ▶スポーツ活動の指導・審判	64歳以下	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	180万円
		65歳以上	B	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円	
	▶文化活動・ボランティア活動・地域活動 ▶準備・片付け・応援・団体員の送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できません。	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円 ※自動車事故によって賠償責任 を負った場合は、補償の対象 となりません。	
全年齢	▶危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む) (アメリカンフットボール、山岳登山など)	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		